

ごみ出し・収集にかかる地域の課題への アプローチの方向性と施策の候補 他都市事例

市の施策候補として優先順位が高い（◎・○）のものについて、前回審議会資料の他都市事例を一部、補充しました。

アプローチの方向性 (課題対応)		優先 順位	施策の候補	他都市事例
地域 への 取組	地域の取組への強化・支援策	◎	①ごみステーション・ごみ出し支援管理事例集	【宮城県仙台市】 ・優良ごみ集積所の認定制度 ・推進員活動事例紹介
		◎	②ごみ出し支援団体の紹介	【兵庫県神戸市】 ・市内のごみ出し支援団体の情報収集、紹介
		△	③地域のごみ出し支援への地域通貨の導入	
		◎	④カラスネット導入等のごみステーション整備への補助	【大阪府富田林市】 ・カラスよけネット購入補助 【京都府京田辺市】 ・ごみ集積所防御ネット等購入費補助制度
		△	⑤ごみステーション管理委託への補助	
個々の世帯への取組	現行制度の改善・拡充策	○	⑥ごみステーションの分割・増設	【長崎県諫早市】 ・ごみステーションの分割・分散による運搬距離の短縮 【福岡県北九州市】 ・地域の要望等に沿った柔軟なステーション配置
		◎	⑦ふれあい収集の要件緩和等利用しやすさの向上	【大阪府堺市】 ・要件緩和によるごみ出し困難者への支援の充実 【北海道札幌市】 ・要件緩和による利用世帯数の変化
		◎	⑧市が管理する公設ごみステーションの設置	【兵庫県神戸市】 ・日中排出可能なごみ排出拠点の設置 【鹿児島県伊佐市】 ・自治会未加入者ステーションの設置
		○	⑨利用しやすい小口の臨時収集	【大阪府寝屋川市】 ・小口での依頼が可能な臨時収集

①ごみステーション・ごみ出し支援管理事例集

事例

宮城県仙台市 ・優良ごみ集積所の認定制度
 ・推進員活動事例紹介

【優良ごみ集積所の認定制度】

市内のごみステーションの優良管理事例の紹介を通して、他自治会への管理手法の普及・啓発を図るため申し込みがあったごみ集積所について、出されているごみがきちんと分別されているか、排出ルールが守られているか、ごみ集積所が清潔に保たれているかなどを、環境局の職員が診断し、表彰、事例などを発信し市内の取組み紹介を行っている。



【推進員活動事例紹介】

仙台市では、市と地域住民とのパイプ役として、地域のごみに関するリーダーとして、地域の実情に合わせて中心的に活動していただく方をクリーン仙台推進員やグリーンメイトとして委嘱しており、その活動事例紹介を行っている。

取組の概要



事例 14

ごみ集積所を
情報発信の場に

【泉区】山の寺第二町内会
集積所数：13カ所

泉区北東部の、景ヶ岳が一望できる閑静な住宅地です。地域が一丸となって美化活動を行っています。



地域の見張り番
環境美化は集積所の見回りから

山の寺第二町内会は戸建て、集合住宅世帯がほぼ半ずつの約800世帯が暮らしており、9名の推進員で活動しています。クリーン仙台推進員活動を始めて10年程になりますが、当初は排出日を守られないことや、粗大ごみが出されることもあったため、環境機事業所と協力して出前講座を開催し、住民へごみ出しルールの周知を図ったほか、自分たちも学習会や分別研修会に参加して自己研鑽に努めました。日々の活動として、ごみ出しに来られた方に分け方を伝え、毎・びん・ペットボトルの収集日にはラベル割しやペットボトル潰しを行っています。また、定例で町内13カ所の集積所の見回りを実施し、排出状況の確認を行っています。この情報を町内会の役員会に取り上げ、問題点や改善点を町内会だより等でお知らせしています。集積所の課題を推進員だけではなく、町内会と協働して地域全体で解決しています。更に、町内会総会の資料に推進員名簿を掲載するようになったところ、活動が地域に認知されるようにな

り、それとともにごみ出しのマナーも良くなってきたとのことでした。

集積所を地域の掲示板に

「集積所は町内会行事の案内の掲示や、ごみを出しに来た方と世間話をするなどコミュニケーションの場にもなっています。だから、いつもきれいにしなないと」と誇らしげに話されている様子も印象的でした。今後も環境事業所と連携を深めながら、できるだけ自分たちの力で地域をきれいにしていきます、との力強い言葉をいただきました。



▲ごみ集積所を町内会代わりにも活用し、みんなが集まるのでコミュニケーションの場にもなる。

ここがいいね!

- 出前講座の実施や学習会・研修会に参加し学ぶことで、地域や自分のことがより見えるようになりました。
- 集積所を巡回することで地域の美化につながりました。町内会だよりの取組によって、実態を具体的に伝える効果があったことでしょうか。
- 総会資料へ推進員の氏名を記載することで、認知が進み活動がしやすくなったのではないのでしょうか。



▲定期的にごみ集積所の見回り

出典等

仙台市ウェブサイト

- <http://www.city.sendai.jp/haiki-shido/kurashi/machi/genryo/gomi/shusekijo/shindan.html>
- <https://www.city.sendai.jp/haiki-shido/kurashi/machi/genryo/suishinin/tebiki.html>

②ごみ出し支援団体の紹介

事例 兵庫県神戸市 市内のごみ出し支援団体の情報収集、紹介

取組の概要

ごみ出し支援を行う地域団体の紹介を行い、ふれあい収集対象者ではないごみ出し困難者と支援者をつないでいる。神戸市内のまちづくり団体や地域 NPO などに対しアンケート調査を行い、その内容を基に、ごみ出し支援を行う地域団体のリストを市ウェブサイトで公開。リストは、対応エリアや対象とするごみ種、利用料金等がまとめられている。

この表は、ごみ出し支援サービスを行って
状況によって、サービスを提供できない場
なお、神戸市環境局が特定の団体を推奨
ここに掲載している情報は、神戸市から

対象者	対象とするごみの種類		利用料金	その他	委員会	入会金	年費	交通費
	燃える	燃えない						
燃えない	燃える	燃えない	1回 600円	大型ごみは1時間、200円～ 1,800円、朝のごみ出し(朝は深 まで、4時まで)は1,200円				有(利用者が負 担)
高齢者				大型	会員制		1000円	有(利用者が負 担)
燃えない	燃える	燃えない	1回 800円	大型		2000円		有(利用者が負 担)
燃えない	燃える	燃えない	1回 100円	大型	会員制	1000円		無
燃えない	燃える	燃えない	1回 200円	大型		大型ごみ 1000円	大型ごみ 1000円	有(利用者が負 担)
燃えない	燃える	燃えない	1回 800円	大型	会員制			無
高齢者(身体障 害者)、その他(福祉施設やサービス を利用していないごみ、高齢者、高齢者注 意は障害者のみの注意)	燃える		4回 500円					無
燃えない	燃える	燃えない	1回 500円	大型				無
燃えない	燃える	燃えない	1回 200円	大型	会員制	2000円	3000円	無
燃えない	燃える	燃えない	1000円	大型	会員制			有(利用者が負 担)
燃えない	燃える	燃えない		大型	会員制			
高齢者(身体障 害者)、高齢者若しくは障害者のみの世 帯	燃える	燃えない	1回 300円	大型	会員制	1000円		無


NPO・団体名称	対応区	対応エリア
東灘地区助け合い ネットワーク	東灘、灘	
東灘こどもカフェ	東灘	魚崎中学校、本山館中学校周辺
神戸ライフケア一協会	東灘	船ヶ原、住吉山手
鶴甲サポートセンター	灘	鶴甲1～4丁目、六甲台町
花たば	灘	二軒敷 マツチ いない
湯すず安心センター	北	鈴舞台(東、南、北)
ウルトラ介護隊	長田	御影通、菅原通、その周辺
神戸助け合い ネットワーク	須磨	
福祉ネットワーク 須磨だんらん	須磨	須磨地区(須磨一丁の須磨から東 は瀬鏡町くらいまで、北は高瀬町ま で)
福祉ネットワーク 須磨だんらん	垂水	須磨が利根 からの利用と 時節常保守。
老人クラブ(五本むつみ会 部)	垂水	明一老人ク ラがある。
神戸ライフケア一協会(西 部)	垂水	
ふれあネットワーク(須磨東町ふれ あいのまらづくり協議会)	西	宇道東町周辺

出典等 神戸市ウェブサイト
 • https://www.city.kobe.lg.jp/documents/39619/gomidashi-service_1.pdf

④カラスネット導入等のごみステーション整備への補助

事例	大阪府富田林市 カラスよけネット購入補助 京都府京田辺市 ごみ集積所防御ネット等購入費補助制度		
取組の概要	【大阪府富田林市】 カラスよけネット購入補助 市民がホームセンター等で購入したものに対し下記の条件で補助		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="352 383 539 461">対象となる ごみ置き場</td> <td data-bbox="539 383 1412 461">複数の家庭で利用するごみ置場に使用するもの</td> </tr> </table>	対象となる ごみ置き場	複数の家庭で利用するごみ置場に使用するもの
	対象となる ごみ置き場	複数の家庭で利用するごみ置場に使用するもの	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="352 461 539 837">対象となる 用具</td> <td data-bbox="539 461 1412 837">以下の構造のものを補助。異なる構造のものを購入した場合は補助対象外 <カラスよけネット> <ul style="list-style-type: none"> 散乱防止のためにごみの上を覆うネットであること 飛散しないように外周に重量のあるロープをまわす構造であり、かつ網の目が細かいもの <生ごみガード> <ul style="list-style-type: none"> カラスなどの小動物が侵入できない構造になっているもの 扉が設置されており、ごみを簡単に取り出すことができる構造になっているもの 収集後に折りたたんで持ち運べる構造になっているもの </td> </tr> </table>	対象となる 用具	以下の構造のものを補助。異なる構造のものを購入した場合は補助対象外 <カラスよけネット> <ul style="list-style-type: none"> 散乱防止のためにごみの上を覆うネットであること 飛散しないように外周に重量のあるロープをまわす構造であり、かつ網の目が細かいもの <生ごみガード> <ul style="list-style-type: none"> カラスなどの小動物が侵入できない構造になっているもの 扉が設置されており、ごみを簡単に取り出すことができる構造になっているもの 収集後に折りたたんで持ち運べる構造になっているもの
	対象となる 用具	以下の構造のものを補助。異なる構造のものを購入した場合は補助対象外 <カラスよけネット> <ul style="list-style-type: none"> 散乱防止のためにごみの上を覆うネットであること 飛散しないように外周に重量のあるロープをまわす構造であり、かつ網の目が細かいもの <生ごみガード> <ul style="list-style-type: none"> カラスなどの小動物が侵入できない構造になっているもの 扉が設置されており、ごみを簡単に取り出すことができる構造になっているもの 収集後に折りたたんで持ち運べる構造になっているもの 	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="352 837 539 987">補助金額</td> <td data-bbox="539 837 1412 987"><カラスよけネット> <ul style="list-style-type: none"> 購入価格の2分の1の額で、1個あたり1,000円まで <生ごみガード> <ul style="list-style-type: none"> 購入価格の2分の1の額で、1個あたり7,500円まで </td> </tr> </table>	補助金額	<カラスよけネット> <ul style="list-style-type: none"> 購入価格の2分の1の額で、1個あたり1,000円まで <生ごみガード> <ul style="list-style-type: none"> 購入価格の2分の1の額で、1個あたり7,500円まで
	補助金額	<カラスよけネット> <ul style="list-style-type: none"> 購入価格の2分の1の額で、1個あたり1,000円まで <生ごみガード> <ul style="list-style-type: none"> 購入価格の2分の1の額で、1個あたり7,500円まで 	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="352 987 539 1137">申請可能 件数</td> <td data-bbox="539 987 1412 1137"><カラスよけネット> <ul style="list-style-type: none"> ごみ置場一箇所につき1個までとし、1回の申請につき、5個まで <生ごみガード> <ul style="list-style-type: none"> 1回の申請につき1個までとし、各町会につき各年度ごと2個まで </td> </tr> </table>	申請可能 件数	<カラスよけネット> <ul style="list-style-type: none"> ごみ置場一箇所につき1個までとし、1回の申請につき、5個まで <生ごみガード> <ul style="list-style-type: none"> 1回の申請につき1個までとし、各町会につき各年度ごと2個まで
	申請可能 件数	<カラスよけネット> <ul style="list-style-type: none"> ごみ置場一箇所につき1個までとし、1回の申請につき、5個まで <生ごみガード> <ul style="list-style-type: none"> 1回の申請につき1個までとし、各町会につき各年度ごと2個まで 	
【京都府京田辺市】 ごみ集積所防御ネット等購入費補助制度 市民が購入したネット等に対し下記の条件で補助			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="352 1323 539 1402">対象となる ごみ置き場</td> <td data-bbox="539 1323 1412 1402">市民が共同で、京田辺市内のごみ集積所</td> </tr> </table>	対象となる ごみ置き場	市民が共同で、京田辺市内のごみ集積所	
対象となる ごみ置き場	市民が共同で、京田辺市内のごみ集積所		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="352 1402 539 1588">対象となる 用具</td> <td data-bbox="539 1402 1412 1588">・「防御ネット等」とは、いわゆる「ごみネット」のことを言い、ごみ集積所に集まったごみが、カラスなどの被害により散乱してしまうことを防止できる構造、材質および原材料のもの <ul style="list-style-type: none"> また、ごみネットを設置される際に、あわせてSカンやブロックなどで使い易くされる物も経費の対象 </td> </tr> </table>	対象となる 用具	・「防御ネット等」とは、いわゆる「ごみネット」のことを言い、ごみ集積所に集まったごみが、カラスなどの被害により散乱してしまうことを防止できる構造、材質および原材料のもの <ul style="list-style-type: none"> また、ごみネットを設置される際に、あわせてSカンやブロックなどで使い易くされる物も経費の対象 	
対象となる 用具	・「防御ネット等」とは、いわゆる「ごみネット」のことを言い、ごみ集積所に集まったごみが、カラスなどの被害により散乱してしまうことを防止できる構造、材質および原材料のもの <ul style="list-style-type: none"> また、ごみネットを設置される際に、あわせてSカンやブロックなどで使い易くされる物も経費の対象 		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="352 1588 539 1666">補助金額</td> <td data-bbox="539 1588 1412 1666">・防御ネット等を購入された価格の2分の1を補助 ただし、ごみ集積所1か所当たり、上限3,000円</td> </tr> </table>	補助金額	・防御ネット等を購入された価格の2分の1を補助 ただし、ごみ集積所1か所当たり、上限3,000円	
補助金額	・防御ネット等を購入された価格の2分の1を補助 ただし、ごみ集積所1か所当たり、上限3,000円		
出典等	富田林市ウェブサイト <ul style="list-style-type: none"> https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/17/9662.html 京田辺市ウェブサイト <ul style="list-style-type: none"> https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000001682.html 		

⑥ごみステーションの分割・増設

事例	<p>長崎県諫早市 ごみステーションの分割・分散による運搬距離の短縮</p> <p>福岡県北九州市 地域の要望等に沿った柔軟なステーション配置</p>																
取組の概要	<p>【長崎県諫早市】 ごみステーションの分割・分散による運搬距離の短縮</p> <p>ごみステーションを分割・分散して運搬距離を短くすることを目的に、高齢者のごみ出し距離が長い等の理由で自治会長等から申請を受け、ごみステーションを分割し、既存のステーションはそのままにして、新たなステーションを設置するなどしている。</p>  <p>●ごみステーションの設置場所を自治会、町内会等で調整し、分割する⇒自治体に設置申請</p> <p>【福岡県北九州市】 地域の要望等に沿った柔軟なステーション配置</p> <p>北九州市では、平成 27 年 4 月に「ごみステーションのあり方について」（北九州市環境審議会答申）をまとめている。その中でステーションの配置について、次のような基本方針・具体的な方策を打ち出し、ステーションの増設や共用化などを図っている。</p> <p style="text-align: center;">答申でのごみステーションの配置に関する基本的な方針・具体的な方策</p> <table border="1" data-bbox="359 985 1404 1500"> <tr> <td>基本的な方針</td> <td>市民が生活を営む場所は住宅地だけではなく、学生街、商店街などさまざまであり、そこに暮らす市民の生活様式やごみ出しの状況も異なる。市は、地域の状況に応じ、適切にステーションを配置することが重要である。 そこで、ステーションの配置についての基本的な方針は、『地域の要望等に沿った柔軟なステーションの配置』とするべきである。</td> </tr> <tr> <td>具体的な方策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域の实情に応じたステーションのあり方や管理方法を考え、柔軟に対応する必要がある。 ステーションの位置や場所については、ごみ出しの利便性や安全性に配慮するとともに、収集の効率を踏まえるべきである。 特に、ごみ出しルールやマナーの徹底を図るためには、地域の目が届く場所を選定することも大切な視点である。 ステーションの利便性の向上を図るため、少子高齢化の進展といった社会状況や坂道などの地形を踏まえたステーションの配置を検討すべきである。 その他、ごみの散乱防止には、ボックス状の集積容器や檻状の集積場所は有効であるが、設置場所の確保や設置後の管理に課題がある。 一方で、地域がこうしたステーションを設置しやすくなるよう、市の未利用地などの活用について関係部署との連携を進めるべきである。 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">答申を踏まえたごみステーションの配置等の変更実施状況</p> <p style="text-align: center;">地域の要望に応じたステーションの配置等変更実績（H27.4.1～H28.12末）</p> <table border="1" data-bbox="566 1624 1053 1859"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設（狭あい）</td> <td>10箇所</td> </tr> <tr> <td>併用化</td> <td>333箇所</td> </tr> <tr> <td>移設</td> <td>188箇所</td> </tr> <tr> <td>分割</td> <td>110箇所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>641箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※併用化は、家庭（可燃）ごみと資源化物の両方が出せるステーションへの転換</p>	基本的な方針	市民が生活を営む場所は住宅地だけではなく、学生街、商店街などさまざまであり、そこに暮らす市民の生活様式やごみ出しの状況も異なる。市は、地域の状況に応じ、適切にステーションを配置することが重要である。 そこで、ステーションの配置についての基本的な方針は、『 地域の要望等に沿った柔軟なステーションの配置 』とするべきである。	具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> 地域の实情に応じたステーションのあり方や管理方法を考え、柔軟に対応する必要がある。 ステーションの位置や場所については、ごみ出しの利便性や安全性に配慮するとともに、収集の効率を踏まえるべきである。 特に、ごみ出しルールやマナーの徹底を図るためには、地域の目が届く場所を選定することも大切な視点である。 ステーションの利便性の向上を図るため、少子高齢化の進展といった社会状況や坂道などの地形を踏まえたステーションの配置を検討すべきである。 その他、ごみの散乱防止には、ボックス状の集積容器や檻状の集積場所は有効であるが、設置場所の確保や設置後の管理に課題がある。 一方で、地域がこうしたステーションを設置しやすくなるよう、市の未利用地などの活用について関係部署との連携を進めるべきである。 	種別	箇所数	新設（狭あい）	10箇所	併用化	333箇所	移設	188箇所	分割	110箇所	計	641箇所
基本的な方針	市民が生活を営む場所は住宅地だけではなく、学生街、商店街などさまざまであり、そこに暮らす市民の生活様式やごみ出しの状況も異なる。市は、地域の状況に応じ、適切にステーションを配置することが重要である。 そこで、ステーションの配置についての基本的な方針は、『 地域の要望等に沿った柔軟なステーションの配置 』とするべきである。																
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> 地域の实情に応じたステーションのあり方や管理方法を考え、柔軟に対応する必要がある。 ステーションの位置や場所については、ごみ出しの利便性や安全性に配慮するとともに、収集の効率を踏まえるべきである。 特に、ごみ出しルールやマナーの徹底を図るためには、地域の目が届く場所を選定することも大切な視点である。 ステーションの利便性の向上を図るため、少子高齢化の進展といった社会状況や坂道などの地形を踏まえたステーションの配置を検討すべきである。 その他、ごみの散乱防止には、ボックス状の集積容器や檻状の集積場所は有効であるが、設置場所の確保や設置後の管理に課題がある。 一方で、地域がこうしたステーションを設置しやすくなるよう、市の未利用地などの活用について関係部署との連携を進めるべきである。 																
種別	箇所数																
新設（狭あい）	10箇所																
併用化	333箇所																
移設	188箇所																
分割	110箇所																
計	641箇所																
出典等	<p>ごみ集積所管理支援の事例集（国立環境研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> https://www-cycle.nies.go.jp/jp/report/aging4.pdf <p>北九州市「ごみステーションのあり方について」/事業の取組状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000695869.pdf https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000764392.pdf 																

⑦ふれあい収集の要件緩和等利用しやすさの向上

事例	大阪府堺市 要件緩和によるごみ出し困難者への支援の充実 北海道札幌市 要件緩和による利用世帯数の変化						
取組の概要	<p>【大阪府堺市】 ふれあい収集の要件緩和によるごみ出し困難者への支援の充実 2023年1月下旬から、新たに、一定のニーズが想定される70歳以上の高齢者を対象に、該当条件を緩和した。既存の制度では、ホームヘルパーの介護を受けている高齢者を対象としていたが、ホームヘルパーの介護の有無に関わらずごみ出しに困っている方を支援するため、以下のとおり対象者を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活ごみ・資源等 <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上かつ要介護・要支援の認定を受けている方 ※要件に該当しない同居者がいる世帯やご自身でごみ出し可能な世帯、各戸前収集世帯は除く。 ● 粗大ごみ <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の単身世帯や老々介護世帯等の排出困難な世帯の方 ※要件に該当しない同居者がいる世帯やご自身でごみ出し可能な世帯は除く。 ※市内コンビニなどで粗大ごみ処理券の購入が必要です。 <p>【北海道札幌市】 要件緩和による利用世帯数の変化 札幌市では、平成26年4月からふれあい収集（札幌市では「さわやか収集」としている）の要件を次のように緩和した。要件緩和後、利用者の増加がみられている。</p> <p>H25年度 734世帯、H26年度 2,498世帯、H27年度 3,221世帯</p> <table border="1" data-bbox="359 1176 1404 1691"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 1176 885 1209">(新) 見直し後の要件</th> <th data-bbox="885 1176 1404 1209">(旧) 見直し前の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 1209 885 1366"> 家庭から出るごみをご自身で排出することや、大型ごみを家の中から運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、次の(1)から(3)のいずれかの要件に該当する方。 </td> <td data-bbox="885 1209 1404 1366"> 当該事業は、自ら生活ごみをごみステーションまで排出することが困難な方又は大型ごみを屋外へ運び出すことが困難な方で、次のすべての要件に該当する方を対象とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1366 885 1691"> (1) 介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害支援区分3以上 (2) 介護保険の事業対象者、要支援1・2または要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人または世帯内のどなたかお一人以上がホームヘルプサービスを利用していること (3) 障害福祉サービスの同行援護を利用していること </td> <td data-bbox="885 1366 1404 1691"> (1) 介護保険の要介護2以上の方又は障害福祉サービスの障害程度区分3以上の方 (2) 親族や近隣住民、ボランティア等の協力を得られない方 (3) 同居者がいる場合は、同居者も第1号に該当すること </td> </tr> </tbody> </table> <p>平成31年3月からは、さらに「二人以上の世帯の場合は、満15歳に到達した日以後最初の3月31日までの者及びホームヘルプサービスを利用している18歳未満の者を除く世帯員全員が要件に該当する場合に、当該事業の対象とする。」を要件に追加している。これは、ごみ出しが困難な年齢にある児童や障がい児がいる世帯への利用を緩和するため追加したものである。</p>	(新) 見直し後の要件	(旧) 見直し前の要件	家庭から出るごみをご自身で排出することや、大型ごみを家の中から運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、次の(1)から(3)のいずれかの要件に該当する方。	当該事業は、自ら生活ごみをごみステーションまで排出することが困難な方又は大型ごみを屋外へ運び出すことが困難な方で、次のすべての要件に該当する方を対象とする。	(1) 介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害支援区分3以上 (2) 介護保険の事業対象者、要支援1・2または要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人または世帯内のどなたかお一人以上がホームヘルプサービスを利用していること (3) 障害福祉サービスの同行援護を利用していること	(1) 介護保険の要介護2以上の方又は障害福祉サービスの障害程度区分3以上の方 (2) 親族や近隣住民、ボランティア等の協力を得られない方 (3) 同居者がいる場合は、同居者も第1号に該当すること
(新) 見直し後の要件	(旧) 見直し前の要件						
家庭から出るごみをご自身で排出することや、大型ごみを家の中から運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、次の(1)から(3)のいずれかの要件に該当する方。	当該事業は、自ら生活ごみをごみステーションまで排出することが困難な方又は大型ごみを屋外へ運び出すことが困難な方で、次のすべての要件に該当する方を対象とする。						
(1) 介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害支援区分3以上 (2) 介護保険の事業対象者、要支援1・2または要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人または世帯内のどなたかお一人以上がホームヘルプサービスを利用していること (3) 障害福祉サービスの同行援護を利用していること	(1) 介護保険の要介護2以上の方又は障害福祉サービスの障害程度区分3以上の方 (2) 親族や近隣住民、ボランティア等の協力を得られない方 (3) 同居者がいる場合は、同居者も第1号に該当すること						
出典等	環境省「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」（令和3年3月） ・ https://www.env.go.jp/content/900534138.pdf						

⑧市が管理する公設ごみステーションの設置

事例	兵庫県神戸市 日中排出可能なごみ排出拠点の設置 鹿児島県伊佐市 自治会未加入者ステーションの設置																												
取組の概要	<p>【兵庫県神戸市】 日中排出可能なごみ排出拠点の設置</p> <p>夜勤のため、決められた曜日・時間にごみ出しできない方を対象に、市民サービスの向上を図るために、市内の環境局事業所及びクリーンセンターにおいて、平日日中に排出が可能なごみの排出拠点を設置している。ごみステーションへの時間外排出の抑制により、ごみステーション管理の省力化にもつながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象者 <p>原則、次の要件をすべて満たし、支援の申込を行い、市の承認を受けた者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内在住 (2) 夜間勤務者（午前0時から午前8時の間に勤務している方） (3) 単身者（同居人のいない方） ● 排出日時 <table border="1" data-bbox="368 808 1366 992"> <thead> <tr> <th>事業所</th> <th>月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クリーンセンター</td> <td>月曜日から金曜日（祝日を除く）の 午前10時から午前12時まで 午後1時から午後3時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>【鹿児島県伊佐市】 自治会未加入者ステーションの設置</p> <p>自治会未加入者の増加により当該地区に設置されているごみステーションが満杯となる状況が常態化し、周辺の住環境が悪化しており、その改善を図るため、市が許可した自治会未加入者を対象に、自治会未加入者用ごみステーション1棟（9.5 m²）を新たに建設し、供用している。</p> <p>ごみステーションの入口を指定日以外は施錠することにより、指定日以外に容易にごみが出せないようにしている。</p> <table border="1" data-bbox="365 1377 1326 1760"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>可燃物(透明袋)</th> <th>プラスチック製 容器包装(水色袋)</th> <th>不燃物・資源物 (赤袋・緑袋・黄袋・紙類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所(大口庁舎)中庭駐車場</td> <td>毎週 月・火・木・金曜</td> <td>毎週 金曜日</td> <td>毎週 水曜日</td> </tr> <tr> <td>山野基幹集落センター</td> <td>毎週 火曜日・金曜日</td> <td>毎週 火曜日</td> <td>毎月 1回目 月曜日 3回目</td> </tr> <tr> <td>羽月地区公民館</td> <td>毎週 火曜日・金曜日</td> <td>毎週 火曜日</td> <td>毎月 2回目 金曜日 4回目</td> </tr> <tr> <td>西太良地区コミュニティセンター</td> <td>毎週 火曜日・金曜日</td> <td>毎週 火曜日</td> <td>毎月 1回目 木曜日</td> </tr> <tr> <td>市役所(菱刈庁舎)中庭駐車場</td> <td>毎週 火曜日・金曜日</td> <td>毎週 火曜日</td> <td>毎月 1回目 水曜日 3回目</td> </tr> </tbody> </table>	事業所	月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで	クリーンセンター	月曜日から金曜日（祝日を除く）の 午前10時から午前12時まで 午後1時から午後3時まで	設置場所	可燃物(透明袋)	プラスチック製 容器包装(水色袋)	不燃物・資源物 (赤袋・緑袋・黄袋・紙類)	市役所(大口庁舎)中庭駐車場	毎週 月・火・木・金曜	毎週 金曜日	毎週 水曜日	山野基幹集落センター	毎週 火曜日・金曜日	毎週 火曜日	毎月 1回目 月曜日 3回目	羽月地区公民館	毎週 火曜日・金曜日	毎週 火曜日	毎月 2回目 金曜日 4回目	西太良地区コミュニティセンター	毎週 火曜日・金曜日	毎週 火曜日	毎月 1回目 木曜日	市役所(菱刈庁舎)中庭駐車場	毎週 火曜日・金曜日	毎週 火曜日	毎月 1回目 水曜日 3回目
事業所	月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで																												
クリーンセンター	月曜日から金曜日（祝日を除く）の 午前10時から午前12時まで 午後1時から午後3時まで																												
設置場所	可燃物(透明袋)	プラスチック製 容器包装(水色袋)	不燃物・資源物 (赤袋・緑袋・黄袋・紙類)																										
市役所(大口庁舎)中庭駐車場	毎週 月・火・木・金曜	毎週 金曜日	毎週 水曜日																										
山野基幹集落センター	毎週 火曜日・金曜日	毎週 火曜日	毎月 1回目 月曜日 3回目																										
羽月地区公民館	毎週 火曜日・金曜日	毎週 火曜日	毎月 2回目 金曜日 4回目																										
西太良地区コミュニティセンター	毎週 火曜日・金曜日	毎週 火曜日	毎月 1回目 木曜日																										
市役所(菱刈庁舎)中庭駐車場	毎週 火曜日・金曜日	毎週 火曜日	毎月 1回目 水曜日 3回目																										
出典等	神戸市資料 伊佐市ウェブサイト、他資料 <ul style="list-style-type: none"> • https://www.city.isa.kagoshima.jp/wp-content/uploads/2022/04/028d2f043eb99db1d5efb42d6e1e0745.pdf 																												

⑨利用しやすい小口の臨時収集									
事例	大阪府寝屋川市 小口での依頼が可能な臨時収集								
取組の概要	<p>【大阪府寝屋川市】 小口での依頼が可能な臨時収集</p> <p>寝屋川市では、臨時収集の料金設定を 10 キログラムごとに 270 円とし、排出量が少ない場合でも臨時収集を依頼しやすい料金設定を行っている。但し、引越しごみや片付けごみ、粗大ごみなどを対象としており、生ごみなどを含む可燃ごみは原則対象外としている</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 臨時ごみとして排出可能なごみ <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; background-color: #ffffcc;"> <p>★ 臨時ごみ（家具・自転車など）…次の◆は『臨時ごみ』です。（不燃ごみに出せません。）</p> <p>◆45ℓ ゴミ袋 3 個以上になる場合 ◆縦 40 cm×横 100 cm×奥 40 cm以上、又は重さ 10 kgを超える場合</p> <p>◆着火装置があるストーブ・コンロ等（発火の恐れがあるため） ◆引越し等で出る多量ごみ（家具類は分解した場合も臨時ごみ）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 臨時ごみ収集の概要 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>申込方法</td> <td>月曜日～金曜日・祝日（土曜日・日曜日、年末年始を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時の間に電話で予約</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>10 キログラムまでごとに 270 円</td> </tr> <tr> <td>収集時間</td> <td>午前に希望するときは 9 時～11 時の間 午後に希望するときは 1 時～3 時の間</td> </tr> <tr> <td>収集場所</td> <td>随時戸別収集。ごみは屋外の収集車両が入れる場所に排出</td> </tr> </table>	申込方法	月曜日～金曜日・祝日（土曜日・日曜日、年末年始を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時の間に電話で予約	料金	10 キログラムまでごとに 270 円	収集時間	午前に希望するときは 9 時～11 時の間 午後に希望するときは 1 時～3 時の間	収集場所	随時戸別収集。ごみは屋外の収集車両が入れる場所に排出
申込方法	月曜日～金曜日・祝日（土曜日・日曜日、年末年始を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時の間に電話で予約								
料金	10 キログラムまでごとに 270 円								
収集時間	午前に希望するときは 9 時～11 時の間 午後に希望するときは 1 時～3 時の間								
収集場所	随時戸別収集。ごみは屋外の収集車両が入れる場所に排出								
出典等	<p>寝屋川市ウェブサイト、ヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> • https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kankyo/kankyoujigyuu/moti/1590626319945.html 								

以上